



平成 28 年 6 月 17 日

各 位

上場会社名：日本KFCホールディングス株式会社
本社所在地：東京都渋谷区恵比寿南一丁目 15 番 1 号
コード番号：9873
上場取引所：東京証券取引所（市場第2部）
問合せ先：執行役員 企画広報部 部長 竹井 勤
電話：(03) 5722-7229

定款一部変更に関するお知らせ

日本KFCホールディングス株式会社（本社：東京、社長：近藤正樹、資本金：72億9,750万円）は、本日開催の当社第47期定時株主総会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループ会社機能の一元化による一層の業務効率化及び事業拡大に伴う人員増加に対応するオフィス環境の充実を図ることを目的とし、本社の移転を行うため規定を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社という制度が導入されました。
つきましては、業務の執行と監督の分離をより一層進め、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り透明性の高い経営と適切な意思決定の実現による、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行により、業務の執行と監督の分離を一層進めるため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社の本店は、<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により支店を設けることがあるものとする。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社の本店は、<u>神奈川県横浜市</u>に置く。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により支店を設けることがあるものとする。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 <p>第 5 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>
現 行 定 款	変 更 案

<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は各自会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、名誉会長、会長、社長、副社長、専務、常務、その他会社の業務遂行のために必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は各自会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、名誉会長、会長、社長、副社長、専務、常務、その他会社の業務遂行のために必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>現 行 定 款</p>	<p>変 更 案</p>

<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>現 行 定 款</p>	<p>変 更 案</p>

<p>第 28 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。</p> <p>(削除)</p>
<p>現 行 定 款</p>	<p>変 更 案</p>

<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>2 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、監査役会の定める「監査役会規則」による。</u></p>	(削除)
<p>現 行 定 款</p>	<p>変 更 案</p>

<p>(監査役の報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の実任免除) 第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約) 第 38 条 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 39 条～第 40 条（条文省略）</p>	<p>第 34 条～第 35 条（現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 42 条～第 45 条（条文省略）</p>	<p>第 37 条～第 40 条（現行どおり）</p>
<p>現 行 定 款</p>	<p>変 更 案</p>

附則	附則
<p>第1条～第2条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第2条（現行どおり）</p> <p>第3条 <u>当社は、取締役会の決議によって、第47期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更の効力発生日 平成28年6月17日（金）

以上